

別表第2（第3条関係）

優良収集運搬許可業者認定基準

1. 必須項目

番号	項目	取組内容	可否
1	法令遵守	(1) 過去4年間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分を受けていない。	
		(2) 過去1年間、搬入禁止物を焼却工場に搬入したことにより、本市から文書による指導を受けていない。	
		(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、過去1年間、関係法令に違反したことにより、本市から文書による指導又は通知を受けていない。	
2	事業の継続性	(1) 2年以上継続して一般廃棄物収集運搬業を営んでいる。	
		(2) 新規の排出事業者との契約を行っており、複数の排出事業者と契約している。	
3	廃棄物の適正処理の徹底	(1) 産業廃棄物や資源化可能な古紙類など、はだのクリーンセンターに搬入することのできない廃棄物の適正な処理方法を排出事業者へ周知するとともに、収集時に事業系一般廃棄物に混入しないよう努めている。	
		(2) はだのクリーンセンターに搬入する事業系一般廃棄物に他自治体の廃棄物の混入がない。	

2. 取組評価項目

番号	項目	取組内容（丸数字は配点）	配点	採点
4	分別・リサイクル活動への積極的な取組	(1) 収集作業を行う従業員に対して分別の普及啓発に関する研修を行っている。	8	
		(2) 排出事業者に対してダンボール以外の古紙類やちゅうかい類などについても資源化の提案を積極的に行っている。	8	
		(3) 過去6年間、市の許可を得るなどして新たな品目の資源化に取り組んでいる。	8	
5	廃棄物管理対策	(1) 契約している排出事業者の廃棄物の保管方法について打合せを行い、収集する廃棄物が適切に保管されるよう努めている。	6	
		(2) 契約している排出事業者と定期的に打合せを行い、収集体制や品目別に作業内容の見直し等を行っている。	6	
		(3) 事業所及び品目ごとの廃棄物の収集量を正確に把握している。	6	
6	環境活動	(1) 低公害車の導入などにより、環境負荷の低減を図った事業活動に取り組んでいる。	4	
		(2) 社会貢献活動等に取り組んでいる。	4	
合計				

備考 必須項目の全てを満たし、取組評価項目の採点の合計が30点以上の事業者を認定する。